

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

アルムナイ採用

アルムナイとは卒業生や同窓生を意味する言葉で、一度退職した社員を再び雇用する採用手法を指す。カムバック制度などとも呼ばれる。近年、導入する企業が増加。

◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

7/ 4(月) 大安 米国独立記念日
5(火) 赤口
6(水) 先勝
7(木) 友引 小暑、七夕、G20外相会議(インドネシア)
8(金) 先負
9(土) 仏滅
10(日) 大安 参院選投開票、大相撲名古屋場所初日

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
6/27(月)	26,871 △379	135.06 ▼0.53
28(火)	27,049 △178	135.75 ▼0.69
29(水)	26,805 ▼244	136.02 ▼0.27
30(木)	26,393 ▼412	136.19 ▼0.17
7/ 1(金)	25,936 ▼457	135.30 △0.89

令和4年分の路線価等が公表

国税庁は、相続税や贈与税において土地の評価額を算定する際の基準となる令和4年分の路線価及び評価倍率を公表しました。

◆ 令和4年分の路線価は2年ぶりに上昇

全国の標準宅地における評価基準額の平均変動率は前年比0.5%のプラスとなり、2年ぶりに上昇しました。都道府県別では20都道府県が上昇し、北海道が最も高い上昇率(4.0%)となっています。

路線価等は1月1日を評価時点として毎年7月に公表され、その年の相続、遺贈又は贈与により取得した土地の評価額を計算する場合に使用するもので、評価方法には路線価方式と倍率方式があります。

路線価方式は、路線価(道路に面する標準的な宅地の1㎡当たりの価額)が定められている土地の評価方法で、形状等に応じて補正した路線価を面積に乗じて計算します。また、倍率方式は、路線価が定められていない土地の評価方法となり、固定資産税評価額に一定の倍率を乗じて計算します。

◆ 相続税評価額を減額する小規模宅地等の特例

相続税は、相続等により取得した財産の価額が基礎控除額「3千万円+600万円×法定相続人数」を超える場合に課税されます。土地は相続財産で大きな割合を占めるため、路線価等を確認し、おおよその評価額を把握しておくことも大切です。

なお、被相続人の居住又は事業に使われていた宅地を相続により取得した場合、一定要件を満たせば相続税評価額を大幅に減額できる「小規模宅地等の特例」が適用できます。例えば、被相続人の居住用宅地を配偶者や同居していた親族が取得した場合、特例の適用により330㎡まで80%減額できます。

■この記事の詳細は、情報BOX201525

事業再構築補助金に「緊急対策枠」が新設

新分野展開や業態転換等の事業再構築に取り組み中小・中堅企業の設備投資等を支援する「事業再構築補助金」の第7回公募が開始しました(申請受付は8月下旬予定)。

第7回から、新型コロナの影響に加えて原油価格・物価高騰等の予期せぬ経済環境の変化の影響を受けている中小企業等に対し、従業員規模に応じて最大4千万円まで、補助率3/4(一部2/3)で支援する「緊急対策枠」が新設されます。

主な要件は、原油価格・物価高騰等により本年1月以降の売上高(又は付加価値額)が令和元年~3年の同月と比較して10%(付加価値額の場合は15%)以上減少していること、などです。

★★★ 7月のチェックポイント ★★★

※納期の特例の承認を受けている企業(従業員数が常時10人未満)の源泉所得税(1月~6月分)の申告・納付期限は7月11日(月)です。

※健保・厚年の「被保険者報酬月額算定基礎届」の提出期限は7月11日(月)です。

※「労働保険の年度更新」の申告および保険料納付等の手続き期限は7月11日(月)です。

※猛暑に加えコロナ感染者が再増加しつつあります。屋外作業や外回り社員の熱中症予防のほか感染対策など健康管理を最重点に行います。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

相続税・贈与税において土地評価額の基準となる路線価等

◆令和4年分の路線価及び評価倍率について

相続税や贈与税において土地等の価額は、時価により評価することとされていますが、納税者が土地等の時価を把握することは必ずしも容易ではないことから、国税局（所）では全国の民有地について、土地等の評価額の基準となる路線価及び評価倍率を定めて、毎年7月に公開しています。

この路線価等は1月1日を評価時点として、1年間の地価変動などを考慮し、地価公示価格等を基にした価格の80%程度を目途に定めています。

◎令和4年分の路線価等の状況

- ・標準宅地（約32万地点）における評価基準額の対前年変動率は、全国平均で0.5%のプラスとなり、2年ぶりに上昇。
- ・都道府県別でみると上昇したのは20都道府県で、上昇率が最も高かったのは北海道（4.0%）、次いで福岡県（3.6%）、宮城県（2.9%）と続く。一方、下落したのは27県で、下落率が最も高かったのは和歌山県（▲1.3%）、次いで愛媛県（▲1.1%）、群馬県（▲1.0%）と続く。
- ・都道府県庁所在都市における最高路線価が上昇した都市は15都市、横ばいは16都市、下落は16都市（令和3年分は上昇8都市、横ばい17都市、下落22都市）となっている。
- ・最高路線価の価額が最も高かったのは、東京都中央区銀座5丁目「銀座中央通り」の1㎡当たり4,224万円で、昭和61年分以降37年連続の全国一となったが、対前年変動率は▲1.1%となり、2年連続で下落している（令和3年分は▲7.0%）。

◎土地の評価方法（路線価方式と倍率方式）

相続や贈与により取得した土地の評価方法には、路線価方式と倍率方式があります。

路線価方式は、路線価（道路に面する標準的な宅地の1㎡当たりの価額）が定められている地域の評価方法で、路線価をその土地の形状等に応じた各種補正率（奥行価格補正率や側方路線影響加算率など）で補正した後に、その土地の面積を乗じて計算します。

倍率方式は、路線価が定められていない地域の評価方法で、その土地の固定資産税評価額に一定の倍率を乗じて計算します。

なお、相続税や贈与税の申告にあたっては、課税時期（相続の場合は被相続人の死亡の日、贈与の場合は贈与により財産を取得した日）の属する年分の路線価図や評価倍率表を使います。その年分の路線価図や評価倍率表がまだ公表されていない場合は、その年分の路線価図や評価倍率表が公表されてから評価を行います。

◆小規模宅地等の特例について

個人が相続や遺贈によって取得した財産のうち、その相続開始直前において被相続人又は被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等がある場合は、一定の要件の下に、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、一定割合を減額する「小規模宅地等の特例」が設けられており、下表に掲げる区分ごとにそれぞれに掲げる割合を減額します。

例えば、被相続人等の居住の用に供されていた宅地等を、被相続人の配偶者や、被相続人と同居していた親族が相続等により取得した場合は、「特定居住用宅地等」に該当し330㎡まで80%減額できます（配偶者や同居親族がいない場合で一定要件を満たす別居親族も適用可能）。

相続開始の直前における宅地等の利用区分		要件	限度面積	減額割合	
被相続人等の事業の用に供されていた宅地等	貸付事業以外の事業用の宅地等		特定事業用宅地等に該当する宅地等	400㎡ 80%	
	貸付事業用の宅地等	一定の法人に貸し付けられ、その法人の事業（貸付事業を除く）用の宅地等	特定同族会社事業用宅地等に該当する宅地等	400㎡ 80%	
			貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡ 50%	
		一定の法人に貸し付けられ、その法人の貸付事業用の宅地等		貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡ 50%
		被相続人等の貸付事業用の宅地等		貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡ 50%
被相続人等の居住の用に供されていた宅地等		特定居住用宅地等に該当する宅地等	330㎡ 80%		